



特定非営利活動法人

子どもの村東北

発行：2016年12月10日
発行責任者：飯沼 一宇
仙台市青葉区中央2-7-30角川ビル402

News Letter Vol.16

開村2周年によせて



理事長 飯沼 一宇

子どもの村東北は東日本大震災の翌年2012年6月にNPOとしての旗揚げをしました。2年後の2014年に、仙台市太白区茂庭台の市有地を借用し、センターハウスと3棟の家族の家を建設し、2014年12月に開村しました。2015年2月から子どもたちが村での生活を始めました。子どもたちは学校や自立へ向けての活動をしています。

この2年間の子どもの村東北の歩みを振り返りながら、私たちの活動の報告をいたします。

子どもたちの成長

村に来た当初は、うつむき加減だった子も明るく朝の挨拶を交わすようになり、学校へも元気で通っています。家庭の営みが少しづつ形成されていることを感じます。時には友人を村に連れてくるようにもなっています。また、近所の子どもたちが村の広場で隠れん坊をして遊んでいます。

地域の中で共に

村の菜園では、子どもたちが少しづつ成長する野菜を育て、収穫の喜びを感じています。茂庭台町内会の方々や市民の方のご協力により、周辺に生い茂る雑草や大きく伸びた葛の蔓を刈り取ってくださったり、芝生の雑草を除去してくださったり、自然環境が整っています。

多目的ホール（「杜のホール」）を、町内会総会を使っていただき、町内会との交流の場にもなっています。夏には、村の広場では町内の方々と、バーベキューパーティーを開きました。

組織としての「子どもの村東北」

福岡に事務所がある、「SOS 子どもの村 JAPAN」は、今年6月「SOS 子どもの村国際本部」に正式加盟を認められ、国際NGO「SOS 子どもの村」の一員となりました。今まで協力して活動してきましたが、私達子どもの村東北も将来は「SOS 子どもの村 JAPAN」と統合し、一つの団体として活動していくことを考えています。

さらなるご協力、ご支援のお願い

私たちはこれから日本を担うすべての子どもたちが、愛ある家庭で育まれるよう願っています。家族と暮らせなくなってしまった子どもたち、その危機にある子どもたちのために、愛ある家庭としての受け皿の一つのモデルが「子どもの村東北」と考えています。私たちの運営は、多くがご支援くださる皆様からのご寄付でまかなわれています。このニュースレターをお読みくださった方々が、活動推進の小さなさざ波となってくださることをこころからお願ひいたします。



ロバート キャンベル教授からメッセージをいただきました

子どもの村東北は誕生から間もなく3年目に入るという。早いものだ。

スタッフはもちろん、子どもたちも新たな「日常」というものを手に入れたところだろう。開村直後のそわそわした気持ちがやわらぎ、「村民」それぞれの居場所を実感して、自分ができること、やるべきことがしっかりと見えてきたに違いない。戸惑いもあつただろうけれど、環境が大きく変わった分発見も多く、村の中でも外でもいい出会いがいっぱいあったことを想像したい。

子どもにとって一年間とはとてもなく長い時間。家庭的な空気の中で伸び伸びと育つことは、やがて彼ら自身が自立する5年先や10年先、あるいは20年30年先のことを考え合わせると地域社会にとっても強く輝かしい力の源泉になるに違いない。

それにしてもまだ子どもの村東北のことを、もっと広く知ってもらう必要がある。子どもの村が目指しているもう一つの養育のありかた。受け入れられ、広まっていくことほどに日本社会も豊かな、明るい未来を切り開ける気がする。

ロバート キャンベル
(東京大学大学院 教授)

JAPAN 正式加盟を機に、さらなる連携と飛躍を

村長 今野 和則

冒頭の理事長の言葉にもあるように、「SOS 子どもの村 JAPAN」は、国際本部に正式加盟し、私ども「子どもの村 東北」も「JAPAN」と統合することで、国際本部の一員となることを目指しています。

「JAPAN」とは、ご案内のようにこれまで綿密な連携をとりながら、特に村運営のノウハウや職員研修のあり方等々を学んできました。

「JAPAN」が昨年度から精力的に行ってるのは、「フォースターリングチェンジ・プログラム」の導入です。これは、虐待などで親と暮らせなくなった子どもの問題行動への対応法を体系的に学ぶ英国生まれのプログラムで、里親のストレス軽減、里親と子どもの関係性や子どもの問題行動に著しい改善効果をあげているものです。

昨年、英国人講師を招いて福岡で開催した研修会に続き、来年の2月には東京でフォーラムを開催する計画です。もちろん私たち「東北」も参加することで大いに学び、村内での実践のみならず、東北の里親のためにも、このプログラムの普及に一役買いたいものです。



昨年11月に実施した第1回東北フォーラムの様子

村だより



子どもの村東北の育親アシスタントになり、2年が過ぎました。建設の段階から村に関わってきましたが、こんなに四季が感じられる場所になるとは思いませんでした。春にはセンターハウスから桜並木が見え、ご寄付いただいた桜もかわいらしく咲きます。夏にはボランティアの方々に支えられながら育った芝生やひまわりが青空によく栄えます。秋にはイチョウやもみじを背に子どもたちが学校に向かい、冬には中庭の小さな丘がそり滑り台になります。

育親アシスタント 三品 麻衣子

いつも本当に素敵な場所だなと思いますが、これも皆様の支援があっての景色なのだと感じています。環境整備などはボランティアの方々にお手伝いいただき、季節ごとのイベントも企画してくださる方もいらっしゃいます。外では子どもたちや育親、職員に暖かく接してくださる地域の皆様に支えられ今まで過ごしてきました。

しかし、まだまだ始まったばかりの子どもの村東北での生活は試行錯誤の毎日です。この言動は子どもや育親さんのためになるのか、どのような働きかけをしていけば子どもの安心安全な生活に繋がるのか・・・。

子どもたちの成長を応援していただいている支援者の皆様、地域の皆様に今後も応援していただけるよう励んでいきたいと思います。



理事リレーコラム

「太白山のふもとから」

理事 高田 修

今年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。この法律では「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」とされています。そのキモは、第七条及び第八条に定められた「合理的配慮」でしょう。国・都道府県・市町村、そして会社やお店などの事業者は「障害者から障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、状況に応じて必要かつ合理的な配慮をしなければならない」とされています。困っているという「意思の表明」(非言語的なものも含まれます)に対してリーズナブルな配慮をする。これは、子どもの権利条約に謳われている「意見表明権」を担保することにも通じます。子の福祉を目的とする社会的養護の世界でも家庭的養護を目指して試行錯誤を繰り返しています。子どもの村東北も、子どもの存在を真ん中に置いて、大人の都合では無い子どもの目線で、その声に耳を傾けて問題解決すなわち合理的な配慮 (reasonable accommodation) を積み重ねて行きたいものです。

里親制度についてQ&A



Q 1. 「里親制度」とはどんな制度ですか？

A 1. 「里親制度」は児童福祉法に基づいた国の制度です。都道府県（もしくは指定都市）が運営しています。里親になるためには、法令などにより決められた手続きを踏んで、都道府県知事（若しくは仙台市長）の認定を受ける必要があります。

Q 2. 「里親」になるためにはどのような手続きが必要ですか？

A 2. 宮城県の例。お住まいの福祉事務所（市または県）に里親の申し込みをしてください。福祉事務所から児童相談所に書類が送付され、児童相談所から職員が家庭訪問し、生活環境や健康状態、熱意や養育方針等を調査します。調査結果を受けて、「社会福祉審議会」で、その家庭が里親として子どもを養育することが適当かどうかを審議し、適当と認定されると里親として登録されます。また、事前の研修を受けることも必要です。

Q 3. 「里親」にはどんな種類がありますか？

A 3. 「里親」には4種類があります。

養育里親	様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親です。
専門里親	養育里親のうち、虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。
養子縁組里親*	養子縁組によって、子どもの養親となることを希望する里親です。
親族里親	実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

*児童福祉法改正により平成29年4月1日から施行されます。
それまでは「養子縁組を希望する里親」と呼ばれています。

Q 4. 里親として里子を引き受けた後、子育てに必要な養育費など支給されるのですか？

A 4. 支給されます。里親手当と一般生活費、医療費等の実費、という3種類があります。養育里親の場合は、国から里親手当として月額72,000円（2人目以降は一人36,000円加算）と一般生活費（月額、乳児は56,830円、乳児以外は49,290円）が支給されます。その他に、教育費や給食費、医療費などの実費が支給されます。

Q 5. どのような子どもを育てるのですか？

A 5. 0歳から18歳までの子どもが対象です。様々な事情で実親と生活できなくなった子どもたちを、子どもにとって必要な期間、養育します。

Q 6. 養育する里子はどのように委託されるのですか？

A 6. 里子の委託は児童相談所が決定します。社会的養護が必要な子どものうち、家庭養護が必要な子どもを児童相談所が、適切だと認める里親に委託することになります。里親に里子が委託されるまでには、先ずマッチングと呼ばれる試行期間があります。里親が子どもと施設等で会って、少しづつ子どもとの関係作りを図ります。3ヶ月程度かけて信頼関係を作り、相性なども見極めて委託されるかどうかが決まります。

Q 7. 里親として身内でない子どもを育てるには不安も多いと思うのですが？

A 7. 一般的の里親では、児童相談所の里親担当職員等による「養育相談」を受けることができます。また、里親会の支援や交流もあります。

Q 8. 子どもの村の里親（村では育親と言います）はどんな毎日を送っているのですか？

A 8. 育親になる方には、村の家族の家に転居していただき、児童相談所から委託された子どもを養育します。生活の仕方は、多くの方が送っている生活と同じです。家庭に恵まれない子どもを「愛ある家庭で」慈しみ、「家庭的環境」で育てることが目的です。育親には育児に専念していただきます。その他に、村が行う各種研修会・勉強会などに参加して専門的知識を学んでいます。また、子どもの村では、村のセンターハウスに村長やセンタースタッフ、育親アシスタントがおり、常時サポートを受けながら子どもの養育ができます。育親の育児不安や養育負担を少しでも軽くする仕組みを作っています。

A 9. これからは、子どもの養育の場が、施設養護から家庭養護に移っていくと聞きましたが？

Q 9. 社会的養護が必要な子どもを、大きな施設で養育するのではなく、小さい単位の家庭的環境で育てる、ということが世界の動きです。特に乳幼児期は、家庭の中（里親家庭も含む）で親子の愛着関係を作ることが大切である、と言われています。近年、日本も家庭的養護を重視するようになりました。

宮城県は、平成27年3月に、「宮城県家庭的養護推進計画」を公表しました。平成27年度から平成41年度までの15年間に、施設入所児童を減らし、里親やファミリーホームなどの家庭養護委託児童を増やすという計画です。具体的には、平成25年度現在、約400名施設に入所している子どもを減らし平成41年度には約300名にする。また、平成25年度現在、里親とファミリーホームに委託されている児童110名を、平成41年度には、里親委託児童約260名、ファミリーホーム委託児童を約90名、合計約350名にする、という計画です（社会的養護児童を、平成25年度は512名ですが、平成41年度は667名に増えると予想しています）。家庭養護を推進するためには、里親制度の広報や研修と共に、里親家庭に対する濃密な支援を車の両輪のように進めることができます。子どもの村東北では、この里親普及と里親家庭支援に力を入れて活動していきたいと思っています。

監修文責 山崎 剛（やまざき たけし）

臨床心理士。元宮城県中央児童相談所長。現在、みやぎ心のケアセンター副センター長。子どもの村東北副理事長。

「もうひとつの絆フォーラム」

「もうひとつの絆フォーラム」の開催が決定しました。2月4日（土）仙台市泉区にあるのびすく泉中央で開催されます。現在、里親をされている方も、里親になってみたいと考えている方も、なんとなく関心があるという方も、気軽にご参加ください。特別な経験や知識がなくとも、新しい発見ができるはずです。みなさまのご参加をお待ちしております。



6月に行われた絆フォーラムの様子

- ◎日時：2017年2月4日（土）13時～16時30分
- ◎会場：のびすく泉中央 ホール
仙台市泉区泉中央1丁目8-6
仙台市泉図書館3階・4階
- ◎内容：
 - ・基調講演（行政からの報告）
 - ・特別講演「今なぜ家庭養護？」
～家庭養護を進めるために必要なこと～
講師 / 松崎佳子（九州大学大学院教授）
 - ・トークセッション
- ◎共催：宮城県なごみの会・宮城県・仙台市・仙台市ほほえみの会・SOS 子どもの村 JAPAN・子どもの村東北
- ※参加無料
- ※託児あり（託児希望の方は事前にご連絡ください。）

多くの企業・市民の皆さんに一層のご支援をお願いいたします

- 支援方法1：支援会員として継続的な支援寄付により支えてください。
寄付額は任意ですが、個人の方は年間3,000円以上、企業・団体の方は年間30,000円以上でお願い出来れば幸いです。
- 支援方法2：ご寄付をお願いいたします。金額は問いません。いつでもお受けいたします。

支援会員寄付・ご寄付は、下記口座へお振込みください

■ゆうちょ銀行 二二九店
口座番号 02290-3-127151
口座名義 特定非営利活動法人 子どもの村東北

■三井住友銀行 仙台支店（支店コード311）
口座番号 1838931
口座名義 特定非営利活動法人 子どもの村東北

■七十七銀行 新伝馬町支店（支店コード203）
口座番号 5835208
口座名義 特定非営利活動法人 子どもの村東北 理事長 飯沼一字（イヌマカズ 仁）

◆ご支援いただいた企業・団体のみなさま（2016.8.10～11.25）

株式会社ホームユニバース、有限会社白川牛肉店、医療法人社団栗林歯科医院、医療法人社団蔵王会、国際ソロプロチミスト石巻サン・ファン、株式会社大観樓、株式会社クリーン＆クリーン、てづくりコンサートの会、医療法人五十嵐小児科、おおぬま小児科、アオイ産業株式会社、医療法人加納こども医院、株式会社鐘崎、和みダイニングきりん、株式会社オンワード樫山仙台支店、仙台キワニスクラブ、有限会社北斗、株式会社日泉商事、東北会病院、ミライズ株式会社、うちやまこどもクリニック、日本インシェアランス株式会社、株式会社H・O・C、東洋ワークテクノ株式会社、有限会社水鳥フード産業、東洋ネクスト株式会社、株式会社ウルズ、文化横丁共栄会、暮らしに押しばなをの会、トヨタ自動車株式会社、白水のぞみ保育園、川崎聖パウロ教会、宮城県遊技業協同組合、林間聖バルナバ教会チャリティコンサート実行委員会、石巻市湊地区民主委員児童委員協議会、鳴子温泉観光協会、株式会社港金属、医療法人相生会どうどうクリニック、一般社団法人ザ・レジエンドチャリティプロアマトーナメント実行委員会、TOTO株式会社、茂庭莊杯ゴルフ大会、Freundeskreis Tsunami-Waisen KIBOU e.V.、ノートルダム清心女子大学附属小学校、国際ソロプロチミスト仙台アイリス、G-HAIR グループ

*敬称略・順不同

◆支援会員

*個人会員 862名

*団体会員 72企業・団体

2016年11月25日現在

特定非営利活動法人 子どもの村東北

法人 〒980-0021 仙台市青葉区中央2-7-30 角川ビル402
事務局 TEL: 022-748-6936 FAX: 022-748-6931

【子どもの村 センターhaus】
〒982-0252 仙台市太白区茂庭台2丁目16-9-1
TEL: 022-281-9653 FAX: 022-281-9659
E-mail: center-t@cvtohoku.org

E-mail: info@cvtohoku.org